

大和郡山市業務等仕様書

1 業務等の名称	草刈業務委託（小泉町他）
2 履 行 場 所	大和郡山市小泉町他地内
3 履 行 期 間	着工の日から令和7年8月28日まで
4 業 務 概 要	除草工 道路除草(機械) A=4,848㎡
5 事業担当課	管理課
6 契 約 日	落札の日の通知を受けた日を含み5日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）
7 契 約 保 証	契約金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。
8 支 払 事 項	前 払 金 請求できません。 部分出来高払 請求できません。 完了払 金 業務完成確認後、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。
9 質 問 事 項	質問書提出日時 令和7年6月10日午前9時から正午まで 質 問 方 法 指定の質問書【ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→入札関係書類（業務委託）からダウンロードできます。】により事業担当課へ持参すること。 提 出 先 管理課 質 問 回 答 日 令和7年6月12日午後1時から開札前日まで 質 問 回 答 場 所 ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→建設工事・建設工事等に係る業務委託等入札のお知らせ（質問・回答を掲載しました）にて閲覧できます。 そ の 他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載はありません。

共通仕様書（草刈業務）

草刈等業務に関し、次の仕様により業務を行うものとする。

（業務の着手）

1. 本業務については、契約締結後14日以内に着手しなければならない。この場合において、着手とは監督職員との打合せまたは現地確認等を行うことを言う。

（草刈り・芝刈り）

1. 業務地内にある、石、空き缶等の障害物はあらかじめ取り除くこと。
2. 樹木、株物等を、損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しのない様均一に刈り込むこと。
3. 刈り込みの高さは、監督職員と協議すること。
4. 機械刈りの不適當な場所は、手刈りとする。
5. 刈草、刈芝は十分乾燥させたうえ、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃すること。
6. 作業中、石、砂等が飛び散るおそれのあるときは、通行車両、通行人、付近住民等に影響のないよう十分注意すること。また、駐車車両等が付近にある場合は、飛散事故を防ぐため随時対応しなければならない。
7. 各現場で作業終了後、監督職員に連絡を行い、草刈状況の確認を行う。
8. 草刈り作業の範囲内にある樹木を傷付けないよう、注意を払って作業すること。特に、冠山町①工区の桜の樹木については、細心の注意を払い作業すること。万が一、樹木に傷を付けたり、枝を破損させた場合は、速やかに監督職員に報告し指示を仰いだうえ修復に努めること。

（処 分）

1. 処分数量の増減は原則として精算の対象としない。ただし、数量（除草面積等）の増減が生じた場合はこの限りではない。
2. 処理施設への搬入については、搬入作業が円滑に行われるよう請負者、監督職員及び搬入先と搬入計画（搬入日、搬入量等）を十分調整し、搬入するものとする。
3. 受け入れ条件等は、搬入しようとする処理施設の条件とする。
（刈草は大和郡山市清掃センターとする）
4. 処理施設への搬入状況の写真を添付すること。

（提出書類）

1. 業務日報・業務写真を提出すること。また、写真については作業前・作業中・作業後に撮影すること。
2. 処分完了を証明する書類として、指定処理施設が発行する伝票の写しを提出すること。
3. 交通誘導警備員配置を証明する書類として、警備報告書の写しを提出すること。

（安全管理）

1. 奈良県土木部編集の土木工事共通仕様書（案）を参照し安全管理に努めること。
2. 請負者は、土木工事安全施工技術指針及び建設機械施工安全技術指針を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
上記指針のほか工事に関する関係法令等を遵守のうえ安全に施工すること。

3. 事前調査・・・作業計画の作成にあたっては、あらかじめ設計図書に明示され事項に対する事前協議を行い、安全確保のための施工条件等を把握すること。
4. 道路使用許可等・・・作業のための現道を使用する場合は道路使用許可等を受け、許可条件に適合した設備とし、必要に応じて保安要員を配置すること。特に第三者の安全に十分留意すること。
5. 組織編成及び業務分担・・・指揮命令系統を明確にし、非常時の連絡も明記しておくこと。
6. 必要人員の確保・・・必要人員を確保するとともに、技術・技能のある人員を確保すること。やむを得ず不足が生じるときは、施工計画、工程、施工体制、施行機械について、対応策を検討すること。
7. 工程・・・工程は、準備作業から作業終了まで安全作業を十分考慮して作成すること。
8. 安全管理活動・・・日々の作業において、各種の事故を未然に防止するために次に示す方法等により、安全管理活動を推進すること。
 - ① 事前打合せ、着手前打合せ、安全工程打合せ
 - ② 安全朝礼（全体的指示伝達事項）
 - ③ 安全ミーティング（個別作業の具体的指示、調整）
 - ④ 安全点検
 - ⑤ 作業中の指導監督
 - ⑥ 安全訓練等の実施
 - ⑦ 終業時の確認（後片付け状況、防護設備の確認等）
 - ⑧ 写真撮影し日報に記録すること。
9. 安全管理・・・安全教育及び安全訓練等の具体的な計画の作成。

請負者は、工事着手後、作業員全員の参加により、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

 - （１）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - （２）当該工事内容等の周知徹底
 - （３）工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - （４）当該工事による災害対策訓練
 - （５）当該工事現場で予想される事故対策
 - （６）その他、安全・訓練等として必要な事項
10. 作業時の安全・・・作業器具の安全点検、整備を行い、作業帽等保護具を携帯し、必要時には必ず使用すること。

（その他）

1. 作業時間は午前８時３０分から午後５時を厳守すること。なお、日曜日および祝日は休日とすること。
2. 作業中、自治会または近隣住民等が追加要望を申し出た場合、速やかに市監督職員に連絡すること。

特記仕様書

(現場代理人等について)

1. 「建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務含）に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照のこと。

(交通誘導警備員の配置について)

1. 交通誘導警備員の配置について
 - ①交通誘導警備員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
 - ②交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は、設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。
 - ③工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

項 目	交通誘導警備員	編 成	昼夜別	交代要員の有無	備 考
除草（全路線）	1名／日	交通誘導警備員B	昼間	無	

交通誘導警備員B：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの。

建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務）に係る現場代理人等について

1. 直接的・恒常的雇用関係について

現場代理人は、受注者との雇用関係について、法律上は何ら制限を受けるものではありません。しかし、現場代理人は、請負代金の請求及び受領等の一部の行為を除き、契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる旨、契約約款で規定されています。このように現場代理人に委任された権限の重大性から、請負契約の適正な履行には、受注者と現場代理人との直接的で恒常的な雇用関係が必要です。（建設工事における専任でない主任技術者、建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務）に係る配置技術者等についても同様の扱いとします。）

大和郡山市においては、受注者との直接的で恒常的な雇用関係について、入札の申込のあった日（指名競争に付する場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日）以前に、3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であり、それを証明する下記①～⑦のいずれかの書類と経歴書を「現場代理人及び主任（監理）技術者選任届」又は「現場代理人通知書」「管理・主任技術者通知書」「照査技術者通知書」「担当技術者届」と同時に提出していただきます。

※	個人企業の事業主又は法人の代表者の場合は不要
①	法人における取締役の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）の写し。
②	健康保険被保険者証（氏名、資格取得年月日、事業所名称が明記されているもの。）又は健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書の写し。若しくは事業所及び被保険者の社会保険加入についての所管年金事務所長の証明の写し。なお、保険者番号及び被保険者等記号・番号については、復元できない程度にマスキング等を施してください。 ※市町村の国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、マイナ保険証、健康保険資格確認書は不可。
③	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、又は所管公共職業安定所長が証明した事業所別被保険者台帳の写し。
④	監理技術者資格者証の写し。
⑤	市町村が作成した最新年の住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し。
⑥	最新年分の所得税の確定申告書の写し。
⑦	最新年分の給与所得の源泉徴収票の写し。

また、現場代理人の工期途中での交代は、死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のみ認めるものとします。

2. 現場代理人の現場常駐義務の緩和について

契約書第10条の規定による現場代理人の工事現場における常駐は、当該者の工事現場における運営、取り締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されることが確認され、発注者がこれを認めた場合には、例外的に現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととすることができる。

- （1）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- （2）第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- （3）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- （4）（1）～（3）に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

奈良市

位置図

